

今後の検討事項について

本年6月、地域の実情を踏まえつつドクターヘリを全国的に整備することを目標として、「救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法」（以下「法」と言う。）が成立した。

これにより、法施行（平成19年6月27日）から1年以内に、ドクターヘリを用いた救急医療の提供に要する費用に充てるための助成金交付事業を行う法人登録制度を設置しなければならない。法では、助成金交付事業及び同事業を行う法人に関し、厚生労働省令で各種基準を定めることとしていることから、これらの具体的内容を検討しておく必要がある。

また、都道府県においては、平成20年4月までに、搬送手段も含め救急医療の提供体制に関し、医療計画を策定することとされていることから、医療計画上のドクターヘリの取扱いについて、一定の整理を行っておく必要がある。

なお、法の成立を受け、ドクターヘリ導入の気運が全国的に高まる可能性があるが、一方で安全面が疎かにされないよう関係者間で確認しておくことが重要である。

I. 助成金交付事業を担う法人制度について

1. 助成金交付事業の内容

（課題）

現行のドクターヘリ導入促進事業では都道府県が事業費の半額を補助しているが、法の策定準備に係る与党国会議員による検討（以下「与党ドクヘリWT」という。）においては、ドクターヘリの全国的な整備を図るため、都道府県の負担分について、いかに財源を確保するかが議論の中心となった。

このような中で、法では、現行の補助事業の枠組とは別に、基金を用いた助成金交付事業制度を設置し、ドクターヘリの運行を費用面で支援する仕組みが構築されたことから、同事業の内容について整理する必要がある。

（議論）

- ・ 助成金交付事業の内容としてどのようなものが考えられるか。

Ⅱ. その他について

1. 医療計画策定との関係

(課題)

「医療提供体制の確保に関する基本方針」(平成19年3月厚生労働省告示)に基づき、都道府県が策定する医療計画には、必要に応じ、ドクターヘリ等各種搬送手段を用いた救急医療の確保について定めることとされている。

ドクターヘリは、救急医療に必要な機器等を備え、医師が直ちに搭乗することのできるものと定義されているが、地域によっては、ドクターヘリを運航している場合や、救急医療用に消防防災ヘリを確保している等、ドクターヘリに準ずる体制を確保している場合もあることから、医療計画上、これらを整理しておく必要がある。

(議論)

- ・ ドクターヘリ等について、医療計画上、どう整理するか。

(参考)

第二条 この法律において「救急医療用ヘリコプター」とは、次の各号のいずれにも該当するヘリコプターをいう。

- 一 救急医療に必要な機器を装備し、及び医薬品を搭載していること。
- 二 救急医療に係る高度の医療を提供している病院の施設として、その敷地内その他の当該病院の医師が直ちに搭乗することのできる場所に配備されていること。

(了)